

開館時間について

- 9時00分～22時00分
- 休館日は12月29日～1月3日
 - ※設備保守点検等で臨時休館することがあります。

施設の利用について

施設の申請から支払までの流れについて

- 利用登録（来館がFAX）
 - 申請書の提出（来館がFAX）／承認書発行／請求書発行
 - 支払（現金または振込）【承認書発行／請求書発行から2週間以内】
- （注）申請日と利用日が近い場合は、支払は利用当日まで。
- （注）付属設備料金は当日にお支払い下さい。事前に納められた料金は返金できません。連続利用の場合は利用最終日でも可能。数の変更は利用前日までにご連絡下さい。

施設の申請について

- 施設の利用時間は午前・午後・夜間の3区分単位での利用となります。
 - 午前…………… 9時00分～12時00分
 - 午後…………… 13時00分～17時00分
 - 夜間…………… 18時00分～22時00分

施設の区分	受付期間
ホール及びホールに附帯する施設	利用日の2年前から当日まで
ホール以外の施設	利用日の6ヶ月前から当日まで

- 来館による予約と電話による申請が同時にあった場合、来館者を優先とさせていただきます。また同じ区分を希望される方が同時に2名（団体）以上あった場合は、抽選にて決めさせていただきます。（この際、1団体につき1名とさせていただきますので、複数の方の参加はできません。）
- 2日間以上連続して申請する場合は、利用期間の初日の6ヶ月前（ホール及びホールに附帯するする施設は2年前）より連続して、申請が可能です。尚、上記により、ご利用日の6ヶ月前（ホール及びホールに附帯するする施設は2年前）でも、申請できない場合がございますので、ご了承下さい。
- 当館主催事業等により、6ヶ月前（ホールは2年前）でも、申請できない場合がございますが、ご了承下さい。
- 電話では仮予約までとなります。仮予約期間は仮予約された日から7日後の閉館時間までを有効期間となります。それを過ぎると取消になります。
- 予約は受付期間の先着順です。
- 未成年者のみによる利用申請はできません。成人の方の委任状の提出が必要となります。

連続利用について

- 同一の施設を連続して利用できる期間には、制限があります。

施設の区分	利用期間（休館日を含む）
ホール及びホールに附帯する施設	10日間
ホール以外の施設	5日間

利用承認の制限について

- 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- 建物、設備、器具等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき。
- センターの管理上、又は設置上支障があると、指定管理者が認めるとき。
- その他不適切な利用と、指定管理者が認めたとき。

承認の取消と停止について

- センターの利用の申込みに偽りがあったとき。使用权を譲渡したとき。
- 条例又は施行規則に違反したとき。
- 「利用承認の制限について」に定める事由が生じたとき。
- 災害その他事故によりセンターの利用ができなくなったとき。
- 指定管理者が管理上やむを得ない事由があると認めるとき。

利用時間について

- 利用時間とは、会場の準備、リハーサル、観客等の入退場及び撤収に要する時間の合計です。時間内にすべて終了するようにして下さい。
- 申請時点での利用時間の超過を見込むことはできません。但し、利用の段階でやむを得ず、時間超過が生じる場合は1時間につき別表の延長料金を加算します。利用区分の後延長は、利用開始時間から利用終了15分前までに申し出て下さい。利用区分の前延長は、利用開始時間の10分前から申し出て下さい。※前の区分で後延長のお申し出があった際、後区分のお客様の前延長のお申し出がございましてもお受けできませんのでご注意ください。但し、午前区分の前延長やホールM利用の場合は、事前に申し出て下さい。なお夜間区分の後延長はお受けできません。

キャンセルと利用変更について

- 利用日の変更
 - 利用日の1ヶ月前（ホールは3ヶ月前）までなら1度だけ可能です。利用日まで1ヶ月前（ホールは3ヶ月前）をすぎた場合、あるいは2度目以降の変更はキャンセルとして扱われます。変更により利用料金が増額になった場合は、差額分の料金を徴収させていただきます。変更により利用料金が減額になった場合は、差額分の料金は返金いたしません。1つの利用を2つの利用に分けることはできません。
 - 例：利用区分が全日の申請を別日の午前と別日の午後夜間に変更する。施設の利用を別施設の2つに変更する。
- 利用変更等
 - 利用についての変更、取消しなどの場合は、直ちに連絡して、その指示を受けて下さい。そのときに、すでに発行している利用承認書が必要となります。
- 利用の取消
 - 利用申請の後、利用する方の都合で取消される場合は、利用承認の取消手続を行って下さい。いったん納められた利用料金は返金できません。但し、次に掲げる期日前に、取消を行ったときは、次に掲げる額を返金いたします。
- キャンセル料金

キャンセル理由・期日	減額する額（既納時は返金する額）
①天災、その他利用者の責めに帰さない理由により利用できなくなったとき	100%
②施設等の管理上の支障のため利用承諾を取消したとき	100%
③ホール及びこれらと同時に利用する施設につき、利用日の3ヶ月前までに利用取消の手続きを行ったとき	50%
④③以外の施設につき利用日の1ヶ月前までに利用取消の手続きを行ったとき	50%
（注）付属設備料金は利用前日までに取消を行ったとき。	100%

施設利用料金について

- 「施設の利用区分と施設利用料金」を参照下さい。
- 利用料金には、施設利用料金と付属設備料金等があります。付属設備料金等については、別紙を参照下さい。
- 施設利用料金は、基本料金に営利加算をしたり、準備リハーサル減算したりすることがあります。

営利加算について

- 営利加算の対象になる利用は基本料金の料金3割加算されます。

営利加算の対象	株式会社・有限会社・合同会社・個人事業主（販売目的）
非営利の対象	一般社団・財団法人・公益社団・財団法人・学校法人・社会福祉法人・宗教法人・医療法人・NPO

入場料加算について

- ホール、音楽実習室又は交流ギャラリーで、入場料を徴収して公演される場合、その金額に応じて施設の基本料金に次の割合の相当する額が加算されます。

- ホール、音楽実習室又は、交流ギャラリーで、入場料を徴収して公演される場合、その金額に応じて施設の基本料金に次の割合に相当する額が加算されます。

〈ホール〉
A) 入場料の額が3,000円以上5,000円未満の場合……………3割
B) 入場料の額が5,000円以上の場合……………5割
〈音楽実習室〉
A) 入場料の額が1,500円以上3,000円未満の場合……………3割
B) 入場料の額が3,000円以上の場合……………5割
〈交流ギャラリー〉
B) 入場料の額が5,000円以上の場合……………5割

【ご注意】入場料の額に複数の異なる定めがある場合は、そのときの最高額をもって入場料とします。

ホール、音楽実習室又は交流ギャラリーを準備又はリハーサルで、本番区分と連続して使用する場合は施設利用料の基本料金の5割引で利用できます。営利加算と入場料加算の両方が加算される場合、加算割合が高い方を適用します。

利用料金の減免基準について

- 天災その他緊急事態の発生により避難場所等に利用するとき。
- 管理上の支障のため指定管理者が利用を取消したとき。

付属設備利用料金について

- 施設を利用するにあたって同時に利用する特別な設備、付属設備等については別途利用料金をいただきます。付属設備の利用料金は別表のとおりです。付属設備の利用料金は、利用ごとに1回として算定します。「ホール基本照明セット追加電源利用料金」とは、ホール基本照明設備のAセットからCセットまでのいずれかに照明器具を追加する場合、その追加照明器具の利用料金をいいます。「ホール基本照明セット追加電源利用料金」は、その追加する照明器具の定格消費電力の合計を500Wで除して得た値の整数部分に、別表に定める利用料金を乗じて得た額とします。持込器具の定格消費電力の合計に1kW未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとします。ピアノ及びパイプオルガンの利用料金には調律料金を含みません。

利用上の注意・お願いについて（重要）

禁止行為について

- 所定の場所以外において飲食し、喫煙し、又は火気を使用すること
- 承認なく物品等の販売等をするこ
- 騒音を出す等他人の迷惑となる行為をすること
- センター内を不潔にすること
- 管理上の指示に反する行為をすること

退館の命令について

ルールを守れない方には入館を禁止し、又は退館を命じます。

ネット環境について

当館は、フリーWi-Fiの環境はございません。インターネットを利用される場合は、ご利用者様でモバイルWi-Fiルーターをご用意下さい。

防音環境の案内と音出しの騒音基準について

当館は防音施設ではございません。市の行事等の利用における騒音や、屋外から利用以外による騒音がございます。予めご了承下さい。ご利用時の音出しと騒音の基準について、許容騒音レベルは、騒音を感じた施設の扉を閉めた状態で50dBまでとします。継続した51dB以上の騒音がある場合は、音量を下げるか中止して下さい。曲を流すことは1曲でも継続的な騒音と判断しますので、ご遠慮下さい。拍手や短時間の一時的なマイクによる挨拶程度の騒音は、ご了承下さい。但し、音楽実習室・レッスンルーム・録音スタジオは楽器や音響機器の使用を前提とした施設ですので、上記の騒音基準から除外します。対象施設や隣接する施設のご利用の際はご注意ください。騒音が気になる方は、ご利用をご遠慮いただくか、両方の施設をご予約下さい。※録音スタジオ利用時に隣接する控室では、70dB以上の騒音がございますので、予めご了承下さい。許容騒音レベルはスタッフが判断する目安です。数値と異なる判断を総合的に行う場合がございます。隣接する施設以外にも影響が出ると判断される音量や振動がある場合は、上記3施設でも利用できません。例：和太鼓や手持ち太鼓等の打楽器／サブウーハー（重低音補助スピーカー等）／アンプなどの音響増幅機器等※デジベル（dB）の騒音例
・50dB：基本的に利用施設内で普通に会話のできる状態です。
*静かなオフィス、家庭用クーラーの室外機
・70dB：ドラムやギターの大きな音漏れ
*掃除機、セミの鳴き声

貼り紙などの掲示について

当館内の壁面など全ての場所で貼り紙は禁止となっています。但し、貸出し施設内の壁面および付属設備（机、椅子など）に限り、養生テープを利用する場合のみ、貼りつけていただけます。養生テープは、お客様でご用意下さい。画紙等を使用され、壁や備品等を破損された場合は修繕費をご負担いただきます。貼り紙と同様に、看板・のぼりの設置は原則として館内・館外を問わず禁止となっています。但し、当館が許可する場合に限り設置していただけます。詳細はお問合せ下さい。

ゴミについて

施設利用中に出たゴミは、ご利用いただいた部屋に設置しているゴミ箱に入れて下さい。ゴミ箱に入りきらない分は、お客様がお持ち帰り下さい。

ホワイトボードについて

施設内のホワイトボード・案内板に書き込みをする場合は、必ず当館のホワイトボード用のマーカーをご利用下さい。

来場者の整理について

自由席で催される公演の開場時間前など、入場にあたって混雑が予想される場合はお客様で来場者の整理を行っていただきます。

飲食について

ホールM、ホワイエ、映像セミナー室、録音スタジオ、レッスンルームでの飲食はお断りします。

喫煙について

健康増進法により全館禁煙となっています。喫煙の際は屋外の喫煙コーナーをご利用下さい。

ピアノの調律について

費用（調律料金、作業中の施設利用料金など）は全てお客様のご負担となります。調律作業は当館が指定する業者によってのみ行いますので、その他の技術者による調律はご遠慮下さい。

主催者の方への注意について

主催者の方は、当館内外の秩序維持のため、必ず責任者及び整理員を配置して下さい。収容定員を超えて入場させないで下さい。入場者の安全を十分に確保して下さい。火気を利用するときは必ず承認をとって下さい。物品の展示、販売又は広告類の提示や配付は、事前に承認が必要です。利用規定を遵守し、苦情や問題に対しても主催者側で対応してください。当館は一切関わりません。他人に危害を及ぼしたり、他人の迷惑になる物品や動物の類を携帯したりする方の入場はお断りします。立入禁止の場所には出入りしないで下さい。同日同時時間帯に、当館で類似する業種の団体・企業等が利用する場合は、妨げないで下さい。その他、当館のマナー及び係員の指示に従って下さい。

利用後の処置について

利用する方は、利用終了後直ちに施設等を元通りに整理整頓し、当館係員まで届け出て点検を受けて下さい。

損害賠償について

利用する方は、施設等を汚損し、損傷などしたときは、届け出ていただくと同時に、当館が定める額を賠償していただきます。当館が行う利用承認の取消などの処分によって、利用する方及び第三者に損害があっても当館は一切その責めを負いません。

機材の持ち込み等について

当館の利用に際し、特別の設備又は備え付け以外の器具を持ち込み利用する場合は、当館の許可を受けて下さい。

事故防止対策について

利用する方は、場内外が混雑しないよう適切に整理を行って下さい。特に不時の災害に備えて非常口の場所、避難誘導の方法、消火設備などを前もって確認しておいて下さい。

事前の打ち合わせについて

当館が必要と判断した場合（特にホールM、音楽実習室、アトリウムをご利用の方）は、利用日の1～2か月前までに打ち合わせをお願いします。催し物を円滑に進行させるため、利用日の1ヶ月前までにプログラム、入場券（見本）、進行スケジュール表などを持参していただき、舞台設備進行等について、必ず担当係員と打ち合わせをして下さい。なお舞台等管理担当者については、利用内容により補助員が必要となる場合、その人件費は利用者側の負担となります。

利用前の準備について

チケットのもぎり員、案内員、接待員、舞台ホール内放送員、場内整理員等は施設を利用する方が手配して下さい。催し等に必要な案内等の看板、ポスター、茶の葉、雨天時の傘袋、事務用品等は、施設を利用する方が用意して下さい。

利用前の手続きについて

利用が承認された場合、関係官公署へ必要な手続きを行って下さい。
・催し物の警備防犯：羽曳野警察署 TEL.072-952-1234
・防火管理：柏野藤消防組合消防本部 TEL.072-958-0119
・税に関する事：富田林税務署 TEL.0721-24-3281
・音楽著作権関係：日本音楽著作権協会大阪支部 TEL.06-6244-0351

災害対策について

災害発生時に備え、観客の避難誘導、緊急連絡、応急措置等について、万全の対策がとれるようにして下さい。緊急の場合、ホール事務所へ連絡し、指示に従って下さい。

公演の中止について

天災地変、交通機関のスト、その他不可抗力によって予定の催し物が実施できない場合、これら不測の事態による損害については、責任を負いかねますのでご了承下さい。

管理責任の範囲について

火災・停電・盗難・その他事故により、利用者、出演者、参加者及び観客等に事故が生じた場合、当ホールに重大な過失がない限り、責任は負いかねますのでご了承下さい。

搬入・搬出について

搬入・搬出時に限り、利用がなければ交流広場に当館の指示に従い駐車していただいても結構ですが、作業が終わり次第、速やかに駐車場へ移動していただきます。

駐車場について

2時間までは無料ですが、2時間を超えると、以降1時間毎に200円が加算されます。駐車券を紛失した場合は、開館時間から計算した料金をお支払いしていただきますので、ご注意ください。（地下駐車場：80台、第2駐車場：53台）高さや幅の制限で駐車場に入庫できない場合は、交流広場に当館の指示に従い駐車していただいても結構ですが、交流広場の利用料金が発生します。
・地下駐車場：高さ2.1m／幅2.4m／奥行き5.4m
・第2駐車場：幅2.4m／奥行き5.4m

作成されるチラシ等について

利用する方は、作成されるチラシ等に連絡先として、当館の連絡先の記載はご遠慮下さい。当館にお問い合わせがあった場合、お答えすることができません。イベント終了後1週間は保管いたしますが、引き取りに来られない場合は破棄させていただきます。また「L10はびきの」のロゴは特許庁に商標登録しています。ご利用はご遠慮下さい。（登録番号：第4507158号）作成されるサイズの規定は、ポスターA3縦、チラシA4縦になります。また事前に確認が必要となりますので、提出をお願いします。教室案内の掲載期間は、3か月です。ポスター前面に掲示日の印を入れさせていただきます。掲示場所に余裕がある場合は、3か月を経過しても掲示する場合がございます。各団体1枚とさせていただきます。掲示場所については、当館で決めさせていただきます。